

静岡大学教職員組合規約

（前文）

われわれは、日本国憲法下における民主化の促進を願い、労働者の利益と地位の向上を目指して、ここに団結し、理想的組合を作ろうとするものである。

第一章 総則

（名称）

第1条 この組合は静岡大学教職員組合（以下「組合」とする）という。

（組合員）

第2条 組合は、静岡大学の教職員あるいは組合が認める者であって、組合の趣旨に賛同し、自ら組合に加入することを選び、静岡大学教職員組合規約（以下「規約」という）に従う者をもって組織する。

2 以下に掲げる者は、組合員になることができない。

- ① 学長、副学長
- ② 理事、監事
- ③ 学部長、研究科長等、部局の長。ただし、部局の長の範囲については大会によって決定する。
- ④ 事務局長、部長、課長級、人事・総務・職員担当の副課長、事務長。

（事務所）

第3条 組合は事務所を静岡市駿河区大谷836静岡大学内におき、西部事務局を浜松市中区城北3-5-1静岡大学内におく。

（支部）

第4条 組合は大会の承認によって支部をおくことができる。

2 各支部は、この規約の趣旨に基づき、この規約の範囲内で、それぞれの規約を定めることができる。

（部会・委員会等）

第5条 組合は、執行委員会のもとに、専門部・特別委員会・連絡会をおくことができる。

第二章 目的および事業

（目的）

第6条 組合は、組合員の団結および相互扶助により、労働条件を維持改善し、経済的、社会的および文化的地位の向上を図り、あわせて学術研究および教育の民主化の徹底を期することを目的とする。

（事業）

第7条 組合は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 組合員の賃金、労働時間、身分待遇、その他の労働条件の改善に関すること。
- ② 学術研究および教育の民主化に関すること。
- ③ 組合員の相互扶助および福利厚生に関すること。
- ④ 機関紙発行に関すること。
- ⑤ 他の諸団体との連絡提携に関すること。
- ⑥ 職員の意に反する不利益処分に関して使用者等に対し交渉すること。
- ⑦ その他組合の目的達成に必要なこと。

第三章 組合員

(加入および脱退)

第8条 組合に加入しようとする者は、執行委員会に加入申込書を提出し、組合員名簿に登録されなければならない。

2 組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、執行委員会に届け出なければならない。

(組合員の権利および義務)

第9条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

2 組合員は次の権利を有する。

- ① 役員に選挙され、役員を選挙しまたは解任すること。
- ② 組合のすべての活動に参加し、組合の利益を受けること。
- ③ 組合のすべての問題に意見を述べ、決議に参加すること。
- ④ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求めること。
- ⑤ いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によってその資格を奪われないこと。
- ⑥ 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
- ⑦ 身分待遇や労働条件に関する不当な処分・処遇に対して、執行委員会に対応を求めること。

3 組合員は次の義務を負う。

- ① 組合の規約を遵守すること。
- ② 組合の決定に従うこと。
- ③ 組合費、その他の賦課金を納入すること。

(制裁)

第10条 組合員であって、組合の規約に違反し、または組合の統括を乱しもしくは組合の名誉を汚した者は、大会の決議により、その権利を停止し、またはこれを除名することができる。

2 役員であって不適任と認められる者は、大会の決議によって解任される。

3 制裁はすべて、大会または大会の指定する審問委員会において提案者に制裁勧告書を提出させ、かつそれに対する本人および本人の希望する弁護人の弁明を聴取した後でなければ、これを決議することができない。

4 第1、第2項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。

5 組合員であって3ヶ月以上組合費を滞納した者は、組合員としての権利を停止される。滞納組合費を完納したときは権利を回復する。

第四章 機関

(機関)

第11条 組合に次の機関をおく。

大会、代表委員会、執行委員会、会計監査委員会、選挙管理委員会

(大会)

第12条 大会は、組合の最高決議機関であって、代議員をもって構成する。

2 代議員は、各支部より組合員10名につき1名(端数は1名)の割合で選出しなければならない。

3 定期大会は、執行委員長の招集により、毎年1回6月に開催する。ただし、次の場合には、臨時に開催しなければならない。

- ① 執行委員会が必要と認めたとき。

- ② 代表委員会の決議があったとき。
- ③ 会計監査委員会が組合財産の状況について要求したとき。
- ④ 組合員の5分の1以上が付議事項を示して要求したとき。
- 4 大会の議長および副議長は、出席代議員の互選によって選出する。
- 5 大会には執行委員が出席し、議案について説明し、必要な報告を行い、質問に答弁しなければならない。ただし、執行委員は決議には参加することができない。

(大会の審議事項)

第13条 大会は次の事項について審議決定する。

- ① 規約の決定および改正。
- ② 予算の議決、決算の承認。
- ③ 運動方針の決定および事業報告の承認。
- ④ 他団体への加入および脱退。
- ⑤ 組合員の制裁および役員の解任並びにそれらの回復。
- ⑥ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑦ 支部・部会等の設置および廃止。
- ⑧ 代表委員会への委任事項。
- ⑨ 同盟罷業の開始の決定。
- ⑩ その他組合の目的達成にとって必要で重大な事項。

(代表委員会)

第14条 代表委員会は大会に次ぐ決定機関であって、代表委員をもって構成する。

- 2 代表委員は、各支部より2名、各部会より1名を選出しなければならない。
- 3 代表委員会は、執行委員長が次の場合に招集し、最低年3回以上開催する。
 - ① 執行委員会が必要と認めたとき。
 - ② 代表委員の5分の1以上が、付議事項を示して要求したとき。
- 4 代表委員会の議長等は、代表委員の互選によって選出する。
- 5 代表委員会には執行委員が出席し、議案について説明し、必要な報告を行い、質問に答弁しなければならない。ただし、執行委員は決議には参加することができない。

(代表委員会の審議事項)

第15条 代表委員会は次の事項について審議決定する。

- ① 運動方針の具体化。
- ② 規定および細則の決定と改正
- ③ 大会の決議により委任された事項。
- ④ 労働協約の締結に関する事項。
- ⑤ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑥ 同盟罷業に関する事項。
- ⑦ その他執行委員会が審議することを必要と認めた事項。

(執行委員会)

第16条 執行委員会は、組合の中央執行機関であって、執行委員長、副執行委員長、事務局長、執行委員をもって構成する。

- 2 執行委員会は必要の都度執行委員長が招集する。ただし、執行委員は付議事項を示して執行委員会の招集を要求することができる。
- 3 執行委員会は、大会と代表委員会の決議を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関

し大会および代表委員会に責を負う。

（執行委員会の審議事項・権限）

第 17 条 執行委員会は次の事項について審議決定する。

- ① 大会および代表委員会の決議に基づく事項の執行。
- ② 大会および代表委員会に提出する事項。
- ③ 組合の業務執行に関する各種原案の企画立案。
- ④ その他組合の事業遂行上必要な事項の処理。

（執行委員会のもとにおく組織）

第 18 条 執行委員会には、事務局および必要ある場合には専門委員会を設ける。

2 事務局は、事務局長および事務局員をもって構成し、次の事務を行う。

- ① 組合経費の予算の編成、予算の執行、決算書の作成、その他会計経理に関すること。
- ② 組合員名簿に関すること。
- ③ 用度の調達、物品の管理、払い出しおよび事務所の管理、その他庶務に関すること。
- ④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。
- ⑤ その他事務局事務に関すること。

（会議の成立）

第 19 条 会議はすべて、構成員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

2 会議の議事の決定は、出席者の過半数によって決し、可否同数であるときは議長がこれを決定する。

3 前項の規定にかかわらず、第 13 条第 5 号に関しては、全組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名投票によって、過半数の同意を得なければならない。また、第 13 条第 1 号および第 10 号に関しては、出席代議員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

（会計監査委員会）

第 20 条 会計監査委員会は、次の業務を行う。

- ① 組合の資産および会計を年 1 回以上監査し、執行委員会から決算の報告を受け、その結果を大会に報告する。
- ② 組合財産の状況について、執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

（選挙管理委員会）

第 21 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- ① 選挙の公示に関すること。
- ② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。
- ③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。
- ④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。
- ⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第五章 役員

（役員）

第 22 条 組合に次の役員をおく。

執行委員長	1 名	副執行委員長	1 名
事務局長	1 名	執行委員	5 名
会計監査委員	2 名		

2 執行委員長は、組合を代表し、組合の業務を統轄し、大会、代表委員会、執行委員会を招集する。

3 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときはその職務を代行する。

- 4 事務局長は執行委員長を補佐し、事務局の長として組合の事務を司る。
- 5 執行委員は、執行委員会の業務を分掌する。
- 6 会計監査委員は、会計監査委員会の業務を分掌する。

（役員の選挙）

第23条 執行委員長、副執行委員長、事務局長、執行委員、および会計監査委員の選出は、全組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名投票による。

- 2 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選挙に関する必要な規定は、代表委員会において別に定める。

（役員の任期および兼任）

第24条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充選挙によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 4 役員は他の役員および代議員を兼ねることができない。

（役員の解任）

第25条 役員であって、大会において不適当と認められた者は、大会の決議によってこれを解任することができる。

第六章 会計

（経費）

第26条 組合の経費は、組合費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。組合費については細則で定める。

第27条 組合の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 執行委員会は、組合のすべての財源およびその使途、寄附者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告を、会計監査委員の監査報告とともに大会に報告しなければならない。

- 2 会計報告については、公認会計士（職業的資格のある会計監査人）の証明書を添付しなければならない。

第七章 解散

（解散）

第29条 組合を解散しようとする場合は、すべての組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名投票による、全組合員の過半数の同意によらなければならない。

第八章 附則

（規約の改正）

第30条 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の15日前までに事務局に提出しなければならない。

- 2 改正の発議は、執行委員会、あるいは組合員の20分の1以上の連署によって行うことができる。

（施行）

第31条 この規約は、2008年6月26日から施行する。
この規約は、2012年6月21日から施行する。
この規約は、2014年6月19日から施行する。
この規約は、2018年6月28日から施行する。

この規約は、2021 年 6 月 30 日から施行する。

静岡大学教職員組合役員選挙規程

第一章 総則

第 1 条 静岡大学教職員組合規約第 23 条に基づきこの規程を定める。

第 2 条 この規程は、執行委員長、副執行委員長、事務局長、執行委員、会計監査委員の選挙に適用する。

第 3 条 前項に掲げる選挙は毎年 3 月に行う。ただし欠員を生じた場合はその都度行う。

第二章 選挙管理委員会

第 4 条 選挙を行う時はこの事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

第 5 条 選挙管理委員会は各支部 1 名の代表をもって構成し、任期は満 1 年とし再選を妨げない。ただし立候補者は選挙管理委員会の構成員にはなれない。

第 6 条 選挙管理委員会に 1 名の選挙管理委員長をおく。委員長は委員の互選とする。

第 7 条 選挙管理委員会は選挙管理委員長が招集する。

第 8 条 選挙管理委員会は次の事を行う。

1. 選挙公示
2. 立候補者の受付と発表
3. 候補者の資格審査
4. 投票および開票の管理
5. 立会人の指名
6. 当選の確認と発表
7. その他選挙管理に必要な事項

第 9 条 定期選挙の公示は選挙期日 20 日前までに支部に通知する。

第 10 条 立候補者の発表は選挙期日 4 日前までに行う。

第 11 条 当選の公示は選挙期日より 2 日以内に行う。

第三章 候補者

第 12 条 組合員はすべて役員に立候補する権利を有する。

第 13 条 選挙に立候補する組合員は定められた立候補届に所定の事項を記入して、選挙期日 5 日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第 14 条 候補者を推薦するときは本人および所属支部の承認を得て、定められた立候補届に所定事項を記入して選挙期日 5 日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第四章 選挙

第 15 条 選挙は全組合員によって行われる。

第 16 条 選挙は定員 1 名のものは単記、定員 2 名以上のものについては完全連記とし、いずれも直接無記名 1 人 1 票とする。

第 17 条 当選者は有効投票数の多数を得た者から順次決定する。得票同数のため当選者を定めたい場合はその者について決選投票する。

第 18 条 組合員数の 2 分の 1 以上の有効得票がない者は当選できない。

第 19 条 前条により不足を生じた場合は、その不足の定員数に 1 名を加えた数を落選者のうちから得票順に選んで決選投票を行う。

第 20 条 候補者が定員を超えないときは信任投票を行う。

第五章 附則

第21条 この規程の改廃は執行委員会で決め、大会の承認を得なければならない。

第22条 この規程の実施に必要なことは別に細則で定める。

第23条 この規程は昭和25年2月14日より実施する。

(昭和31年2月、昭和35年7月、平成19年7月、平成30年6月 一部改正)

静岡大学教職員組合慶弔等に関する内規

- 1、 組合員本人で次の各項に該当するものについては、所定の金額または記念品を贈るものとする。
 - (1) 弔慰 死去したとき 金 10,000 円
 - (2) 病気 1ヵ月以上入院療養したとき 金 5,000 円
 - (3) 退職 記念品を贈る(5,000 円相当)
- 2、 その他組合員または組合員以外のもので、慶弔の意を表すことが適当と認められる場合は、三役が協議する。
- 3、 組合はこれらの慶弔に対し、一切の返礼を辞退する。

静岡大学教職員組合旅費細則

第1条 静岡大学教職員組合の用務で、執行委員会の決定および要請により出張する場合は、所属支部所在地から目的地までの公共交通運賃(往復)を支給する。

- ① JRを利用する場合で、移動距離が概ね80kmを超える(静岡—浜松を含む)時は、国立大学法人静岡大学旅費支給基準第3条の区間および金額を準用する。
- ② 県国公、地区国公などの会合・集会に出席するときで、要請団体からの旅費の支給がない場合は所属支部所在地から目的地までの公共交通運賃(往復)を支給する。
- ③ 公共交通機関を利用しない場合は、実状に即して実費を支給する。

第2条 日当の支給については次の基準による。

- ① 移動時間を含め用務にかかる時間が概ね8時間(1日と数える)を超える時また用務先までの距離が概ね80kmを超える場合1日あたり1,500円、そうでない場合は1日当たり1,000円、半日当たり500円を支給する。
- ② 但し、定期大会、執行委員会等組合主催の会合出席については日当の支給は行わない。

第3条 宿泊費は参加要請する団体の負担でない場合は、宿泊費実費(上限10,000円)および参加費、懇親会費等の実費を支給する。

第4条 緊急または合理的な理由があるときには、執行委員会は上記の規程にかかわらず旅費等の支給を行うことができる。

第5条 全大教などのオンラインでの会議出席の場合は、旅費の代わりとして開催団体からの手当の額を支給する。

第6条 この細則の改正は定期大会の議決によって行う。

付則 この細則は1995年7月1日から施行する。

この細則は2026年7月31日から施行する。

静岡大学教職員組合組合費徴収細則

（目的）

第1条 静岡大学教職員組合規約第9条第3項第3号にもとづき、組合費徴収に関する細則を以下の通り定める。

（組合費の種類）

第2条 本細則に定める組合費は、組合費（A）と組合費（B）とがある。

- 2 組合費（A）は地域調整手当支給者を対象に徴収する。
- 3 組合費（B）は地域調整手当未支給者を対象に徴収する。

（計算方法）

第3条 組合費（A）の額は、左の計算方法によって算定する。

- 一 給与20万円未満の場合
 $(\text{基本給} + \text{地域調整手当}) \times 8 / 1000 + 400$
- 二 給与20万円以上の場合
 $(\text{基本給} + \text{地域調整手当}) \times 8 / 1000 + 500$

第4条 組合費（B）の額は、左の計算方法による。

- 一 給与20万円未満の場合
 $\text{基本給} \times 8 / 1000 + 400$
- 二 給与20万円以上の場合
 $\text{基本給} \times 8 / 1000 + 500$

（頭打ち）

第5条 組合費の額は、左の号俸をもって頭打ちとする。

- 一 教（一） 3－81 4－53 5－13

（有期雇用職員の特例）

第6条 有期雇用職員については、本給額を四号級下げて徴収する。

（非常勤職員の特例）

第7条 非常勤職員については、組合費を一律200円とする。

第8条 任期制または年俸制など、本細則の各規定に抛り難い組合員の組合費は、執行委員会でこれを定める。

（役員の特例）

第9条 役員のうち、執行委員長、副執行委員長、事務局長については、組合費を1年30%免除する。

そのほかの執行委員については、1年20%免除する。

- 2 役員のうち会計監査委員については、組合費を1月10%免除する。
- 3 各支部の支部長については、組合費を1年10%免除する。

（年俸制Ⅱ型適用者の組合費）

第10条 年俸制Ⅱ型適用の方の組合費の額は、次の計算方法によって算定する。

$(\text{基本給} / 12 \text{ か月}) \times 8 / 1000 + 500$

(組合費)

第 11 条 組合費については、以下のとおりとする。

- 一 2023 年 4 月以降に加入した組合員の組合費は、次の表のとおりとする。この表にない職種等の場合の組合費は、執行委員会で決定する。

職種等	組合費	職種等	組合費
教授	4000	課長相当	3500
准教授	3500	副課長相当	3200
講師	3000	係長相当	3000
助教	2500	主任	2500
助手	2000	一般職員	2000
		再雇用職員	1600
		非常勤職員	200

- 二 2023 年 4 月より前から加入の組合員が職種等を変える場合の組合費は、一の表を適用する。

- 三 2023 年 4 月より前から加入の組合員の組合費は、2023 年 4 月に徴収の額から 50 円を減じた額とする。(ただし二の適用の組合員、非常勤職員を除く)

(特任教員の特例)

第 12 条 特任教員については、組合費を一律 2,000 円とする。

付則

本細則は、2004 年 5 月 1 日から施行される。

本細則は、2005 年 12 月 19 日から施行される。

本細則は、2006 年 6 月 1 日から施行される。

本細則は、2012 年 6 月 21 日から施行される。

本規則は、2022 年 4 月 1 日から施行される。

本規則は、2022 年 7 月 31 日から施行される。

本規則は、2023 年 8 月 1 日から施行される。

1 本規則は、2026 年 4 月 1 日から施行される。

2 第 12 条は、2025 年 8 月 1 日から施行される。